

都道府県における地域医療構想の策定後の取組について

1 概要

地域医療構想策定後は、構想区域毎の「地域医療構想調整会議」において、地域医療構想の実現に向けた具体的な協議が進められることとなる。

年1回の病床機能報告の際に、各医療機関における自主的な取組状況等の報告を求め、それらの報告も踏まえ、各都道府県において地域医療構想の達成に向けた取組を進める必要がある。

このため、地域医療構想策定後において、その取組状況を把握するために必要な具体的な事項等について検討する必要がある。

2 具体的対応のイメージ

地域医療構想の実現に向けた進捗状況等を継続的に把握するため、次の項目について、定期的に報告を求めることとしてはどうか。

(1) 各医療機関における取組の共有

各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指している医療について検討することとなる。その上で、自院内の病床の機能分化を進めるに当たり、地域における自院の病床機能の相対的位置づけを客観的に把握しながら自主的な取組を進めることとなる。

病床機能の分化を進めるにあたり、参考となる取組等について関係者と共有するため、次の項目等を都道府県に対し報告することとしてはどうか。

① 対象となる医療機関

前年度の病床機能報告以降、病床機能を変更した医療機関もしくは次回の報告までに、病床機能の変更を予定している医療機関を対象

② 報告を求める項目の例

- ・ 地域医療介護総合確保基金の活用状況
- ・ 病床機能の転換の取組内容（どのような施策で何床転換したか）

等

(2) 都道府県における取組の共有

各医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、その役割を適切に発揮する必要がある。

その役割を果たすためには、(1)の個々の医療機関の取組状況等の把握に加え、他の都道府県の取組状況等も参考となることから、次の項目を国に情報提供し、共有することとしてはどうか。

○ 都道府県に情報提供を求める項目の例

- ・ 調整会議における検討状況（開催回数等）
- ・ 当該期間で病床機能を変更した医療機関数および病床数
- ・ 病床機能の変更に つながる地域における取組の好事例
- ・ 地域医療介護総合確保基金の活用状況

等